

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、山形県教育委員会教育長から、令和3年5月7日に公表した監査の結果に基づき講じた措置について、次のとおり通知があった。

令和3年9月7日

山形県監査委員 森 谷 仙 一 郎
 山形県監査委員 星 川 純 一
 山形県監査委員 松 田 義 彦
 山形県監査委員 海 老 名 信 乃

監査対象機関	指 摘 事 項	措 置 の 内 容
山形中央高等学校	前年度会計の監査において注意された事項について、改善を行っていないものがある。	事務処理の漏れや遅延を防止するため、校長のマネジメントの下、納入対象者リストを作成し、収納状況を事務部職員全員が点検・確認することとした。 また、原則対象者には納入書を発行し、直接金融機関に納入してもらうこととした。
	収入事務が適切でないものがある。	入学料の免除申請書の免除権者への進達については、事務処理の漏れや遅延を防止するため、校長のマネジメントの下、入試担当教諭と事務担当者で情報を共有するとともに、進達事務のスケジュールを作成し、申請書受理から進達、免除決定までの進捗状況を事務部職員全員で管理することとした。
	支出事務が適切でないものがある。	物品購入の支出事務については、納品検査日から請求書の受理が遅延しないよう、物品発注管理簿を作成し、発注から支出までの進捗状況を事務部職員全員で確認するとともに、校長が定期的に点検することとした。 また、最低週2日を支払事務処理日とし、定期的に事務処理を実施することとした。
	支出事務が適切でないものがある。	奨学のための給付金の支出事務については、支出の目安としている時期に支出できるよう、校長のマネジメントの下、給付金事務のスケジュールを作成し、申請書受理から支出までの進捗状況を事務部職員全員で管理することとした。
	随意契約の要件に該当しないものがある。	契約事務の執行にあたっては、校長及び事務部職員全員が関係法令等を再確認するとともに、事務事業実施伺いを事務部職員全員で確認するなど、審査体制を強化した。